

## 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書発行業務開始について

平成26年度の補正予算が2月3日参議院にて採決の結果予算案が通過しましたので、(株)日本確認検査センターでは標記「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務を平成27年2月12日より開始いたします。

### ■省エネ住宅ポイント対象住宅証明書の適合審査料金

#### 1、基本料金

表-1 (1戸建ての住宅)

審査適用基準	(税抜金額)	
	一般	評価書等※利用 (併願を含む)
住宅事業主の判断基準	25,000円	6,000円
一次エネルギー消費量等級	25,000円	6,000円
断熱等性能等級	15,000円	3,000円
省エネルギー対策等級	15,000円	3,000円

表-2 (共同住宅等)

審査適用基準	(税抜金額)	
	一般	評価書等※利用 (併願を含む)
省エネ住宅ポイント対象住宅基準 (共同住宅等)	$55,000 + 2,000 \times \text{戸数} (\text{円})$	$20,000 + 1,000 \times \text{戸数} (\text{円})$
一次エネルギー消費量等級	$70,000 + 2,000 \times \text{戸数} (\text{円})$	$20,000 + 1,000 \times \text{戸数} (\text{円})$
断熱等性能等級	$35,000 + 2,000 \times \text{戸数} (\text{円})$	$10,000 + 1,000 \times \text{戸数} (\text{円})$
省エネルギー対策等級	$35,000 + 2,000 \times \text{戸数} (\text{円})$	$10,000 + 1,000 \times \text{戸数} (\text{円})$
併用住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅)の料金は表—1を適用し二住戸長屋の料金は表—1の料金の倍になります。		

※表1及び2において評価書等利用とは、設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書・技術審査適合証、フラット35S適合証明証(金利Bタイプ・省エネルギー性)の結果を活用し、外皮性能の審査を省略することができる場合を言います。但し、これら評価書等と異なる断熱性能の場合は一般料金となります。

#### 2、変更に係る審査料金

・直前の適合審査を当社が行った物件の場合、一回の変更につき、当該住宅の区分に応じ上記表1,2に

掲げる料金の2分の1の額となります。他社の場合は上記表の通り頂きます。

- ・ 証明書の再発行する場合の手数料は、一通につき1500円頂きます。